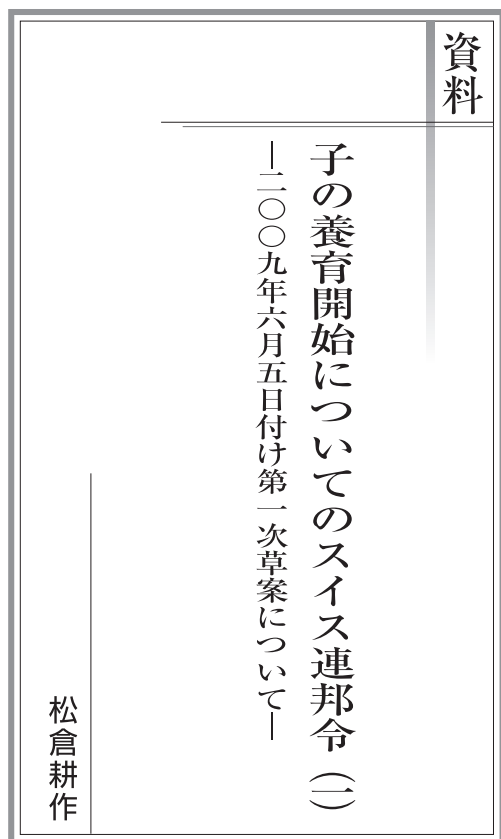




- I はしがき
 - II 養育開始令の条文と1次草案の解説
 - 草案第29条まで……以上, 本号
 - 同 30条以下……以下, 次号 (予定)
 - III むすび
- 〔参考資料〕 現行・養育子令の条文など

I はしがき

(1) 紹介の対象など

(a) 対象とする法令

紹介の対象とするのは、タイトルに明示したように、養子縁組に関連する特別法の一つである養育子に関する「連邦令」である。同連邦令は、上記サブタイトルに示したように、2009年6月5日付けで公表された、第1次草案 (Vorentwurf) である。この連邦令は、2011年1月1日施行の予定である。

(b) これまでの規制

第1に、76年制定の現行の「養育開始令」が制定される以前は、カントンの法令によって規定されていた。76年命令は、カントンレベルでの法令のうち、共通する諸原則を踏襲したものといわれている。もっとも、スイスの地方自治は、わが国より遥かに強いこともあって、カントンの法令により、子の保護をより強化することは可能である (拙著・後掲『概説スイス親子法』237頁を参照)。

第2に、本命令制定の中心的な目的の一つである「養育子監督」という制度では、父母の家庭外で成育する子の福祉に危険が生じる場所で養育されることを予防する働きが期待されている。

少し補足しよう。連邦令の中心規定は、養育子の保護を目的とした、養育開始にさいする許可制と、官庁の監督 (制) にある。養育子監督という制度は、父母の家庭以外で養育されている子の保護に役立つことを目的とする。この制度は、「子の保護」を定める民法の規定 (307条以下) の特則という地位を占める。

子の保護措置という制度は、旧親子法283条では父母の義務違反となる態度を、親307条では子の福祉への危険を、それぞれ要件としているが、養育子監督制度は、父母の家庭外で養育されるすべての子の、一般的かつ予防的な保護を目的としている。いい換えれば、同制度は、通常の子の保護制度に対立するものではなく、とくに子が著しい危険にさらされている場面では、子の保護制度を補充するものである。

第3に、さらに養育子監督制度の人的適用領域についていえば、通常の子の保護制度 (民307条以下) よりも広い。すなわち、同制度は、親権・後見に服する子、少年法上の手続による未成年子、などが他人のもとで養育が開始される場合にも適用される。これに対して事物面では、有害な他人養育からの保護に制限されている。

適用範囲についても補足すれば、通常の子の保護に関する規定が、養育子にも適用される (たとえば、民307条2項・3項、310条1項・3項、315条2項では、その旨が明示される)。わけても、

①子が比較的長く養育親のもとで暮らし、父母による子の取り戻しが子の精神的発達にとり著しく危険となるときには、子の取り戻しを禁止する権限を後見官庁に認めていること、および、②子の保護を担当する後見官庁につき、養育親の住所地での後見官庁に認めたことが注目される。

(c) 3つの特別法

養子縁組に係わる法令としては、民法典中の養子縁組に係わる規定（民264条－269条cの規定）のほかに、下記の3つの特別法令が存在する。

①養子縁組令 現行の「縁組仲介令」に相当する命令である。全30か条ある。次号にて、草案規定の翻訳と、草案の概要を紹介する予定である。

②養育開始に関する命令 現行の「養育開始令」に相当する新法であって、全79か条ある。現行の規則は30条であるので、草案は条数において、その倍以上の規定を予定していることになる。現行の養育子令は76年の制定（78年施行）であるから、すでに30年以上経過していることになる。本稿において紹介の対象とするのは、この養育子令に関する改正草案である。

③縁組についての国際条約 2008年11月9日付けプレスレビューを参照されたい。スイス司法省のホームページから、アクセスすることが可能である。国際条約の内容は、スイスのように隣国と陸続きであり、かつ外国国籍の子を多く養子としている国とわが国とでは、置かれている状況が異なるので、その内容の紹介は、比較的意義が乏しいと思われるので、今後も、紹介の予定はない。

上記の特別法令のうち、①・②の2つの命令については、現行の規則につき、筆者自身の手になるの紹介原稿が存在する（後掲、(3) 参照）。

(2) 第1次草案と立法資料など

(a) 第1次草案

紹介しようとするのは、「養育開始令」の第1次草案である。施行は、上記①の連邦令と並

んで、来る2011年1月1日を予定されている（施行予定日は、養育開始令〔第1次草案〕79条に明記されている）。解説草案は、これまでの慣行によれば、いわゆるアルバイトグループによって、作成されたようである。

なお、今後の進行について補足すれば、対象とする連邦令は法律ではないので、法律の場合のような法案は作成されることはないものと思われる。

(b) 出典

本稿を作成するにあたって、参考とした欧文の文献は、下記の資料である。

①第1次草案の元資料 ドイツ語名では、Verordnung über die ausserfamiliäre Betreuung von Kindern.Vorentwurf.2009. 28S. ちなみに、スイス法の常として、これらの資料は3か国語で公表される。邦訳にさいして筆者は、主にドイツ語テキストを参照し、ときにフランス語テキストと比べた。

②報告 上記の条文・テキストの内容について、その解説ともいべき公式の解説書が公表されている。もっとも、ドイツ法のもとでの同様の資料に比べると、かなり簡潔である。

ちなみに、同資料のドイツ語版の名称は、Erläuternder Bericht zur Totalrevision der Verordnung vom ... 2009. 59S.という。本稿での草案の内容に係わる解説については、同稿の記述に依拠している。以下の説明においては、Erläuternder Bericht、または解説、と略記する。

(3) 先行研究

本稿で対象とする第1次草案に関する邦語文献は、本稿のほかには、いまだ存在しない。しかし、現行の養育子令を対象する資料としては、筆者自身の手になる下記の2つの文献がみられる。

①養育開始令 同令について、拙著『概説スイス親子法』、信山社、1995年、所収。235頁－258頁において、現行の養育開始令についての解説がみられ、同令の条文訳は、292頁以下で

みることができる。1976年制定以来、今日に至るまで、部分改正を経験していない。

読者の便と、本稿を作成する都合上、現行規則の条文は、本稿の末尾に付け加えている。現行規則の条文が読者の目に触れることができるのは、次号・最終稿での掲載のおりとなるが、原稿の体裁上、読者の了解を得たい。

②縁組仲介令 拙著『概説スイス親子法』前掲所収、221頁－235頁、で同連邦令の解説がみられ、条文訳は、286頁以下に見ることができる。同令も、今日まで改正を経験していない。

ちなみに、同令についても、草案が公表されている。これについては、本誌・次号において、明らかにする予定である。

③養子縁組法 養子縁組に関する本体ともいべき養子縁組法については、拙著『概説スイス親子法』前掲149頁－221頁を参照。いうまでもなく、養子縁組法は、上記2つの命令の前提となる一般法に相当する法律である（既述のように、養子縁組についての規則は、民法の中に収録される）。

Ⅱ 養育開始令（仮訳）

(1) 全体の構成

全体を展望する意味で、「款」まで拾ってみると、下記のようなようである。

養子縁組に関する命令

第1章 総則

第2章 承認

第1款 共通の規定

第2款 1日養育

第2款 B 1日施設養育

第2款 フルタイム養育

第3款 フルタイム施設

第4款 養育機関

第3章 権利義務

第1款 世話契約

第2款 1日養育および養育親

第3款 施設

第4款 養育機関

第4章 監督

第5章 国際関係

第1款 スイスの養育親による外国に居住する子の世話

第2款 外国での子の世話

第3款 監督

第6章 責任

第7章 統計

第8章 報告義務、通知請求権、通知義務

第9章 罰則

第10章 経過規定

(2) 凡例

わが国での扱いと異なる点のみを記しておく。

①条文の見出し わが国でいう「条文の見出し」に相当する語句は、印刷の都合上、条数の右に付けている。原典では、偶数頁（向かって、左側に印刷）であれば左の欄外に、奇数頁であれば右の欄外に、それぞれ印刷されている。しかし、同様に著わすことは、本誌の印刷形式からすれば、無理かと思われるゆえ、上記のような印刷方式をとっている。

②コロンのみ コロン等は、原典にしたがった。ドイツ民法に比べると、コロン等が多出する。条数を表現するのに誤解を避けるため、原典どおりに示している。

③条文中の条数 訳文中に、丸カッコを付して、ときには本令の条数が、またときには民法典でのそれが、しばしば登場する。それらの条数は、訳者・松倉がつけたものではなく、条文の原典に明示される条数である。

1 規制の対象

第1に、解説の形式として、まず草案を示し、それに続いて当該条文についてのコメントを付すという方法をとった。コメントの部分では、当然のこととして、現行の規則についても、ごく簡単に論及している。

第2に、総論にわたる事柄は、すべての条項の概要を説明したあの方が、読者にとって理解しやすいと思われる。それゆえ、総論事項についての説明は、本稿の「むすび」で扱うことに

したい。

(1) 草案の規定

規定の対象となる養育の形態と、許可制および養育監督の総論事項を規定する。

第1条 (対象)

①本令は、下記の許可について規定する：

a. 1日父母，養親親，施設によって行う，子の家庭外での養育；

b. 養育機関によって行う，養育親の下での子の養育開始〔の許可〕；

②本令は，1日父母，養育親，施設および養育開始機関に対する監督を規定する。

(2) コメント

以下，コメント欄での記述は，前述した「解説」(vgl.Erläuternder Bericht S.27ff.)の記述に基づいている（以下同様）。記述的な事柄については，いちいち原典の頁数を示すことはしない。紹介の対象とする規則は，まだ制定・施行されていない。いまだ第1次草案ゆえ，改正方向を素描するに留める。

(a) 現行法との規定面での違い

第1に，現行法と比べると，養育開始にあたって，許可を要し，監督官庁の監督に服するという構造は，同じである。しかし，現行の規則にみられるような養育禁止についての規定はみられない（現行1条2項参照）。

第2に，現行の規則では，たとえば後見機関による規制などにつき，留保規定が明示されているが（現行3項），草案では，その種の規定はみられない。

(b) 草案解説

本条は，未成年子の家庭外での養育にさいする要請を規定する。スイス法のもとでの養育子制度は，わが国での里子制度よりも，適用される子の範囲が広いと思われる（拙著・前掲『概説スイス親子法』242頁を参照）

第1に，家庭外の養育というのは，最近親者，

たとえば父母や義理の父母による養育ではない場合を意味する。家庭外というのは場所的な意味だけではないので，たとえば保育 (Tagesmutter) のように，両親の家庭に来て子を世話・養育する場合も含まれる (vgl. Erläuternder Bericht S.27)。

そのさい，世話の程度，世話に委ねる理由，世話する期間などは，問題ではない。いい換えれば，規制の対象を分ける基準とはならない。

第2に，規制の対象につき，子の年齢は，1日父母の場合にのみ意味をもつ。すなわち，この場合には，養育を開始するについて，当局の許可を必要としないものとされる（許可の免除，8条1項を参照）。同様に，所定の仲介（8条1,d）の場合にも，仲介にさいして子を預かる・世話するにつき，許可を要しない（その他，対象となるか否かの詳細については，解説の記述に譲る，vgl.Erläuternder Bericht S.27）。

ところで，子の養育についてはカントン法による規定の存在が随所に予定されている（たとえば，16条，23条，26条，30条ほかでは，カントン法の規定の存在が予定されている）。歴史的には，カントンの規制が先行し，連邦法令があとで制定されるので，カントンの規制を尊重しようとする姿勢の現れと理解されている（拙著・前掲『概説スイス親子法』243頁を参照）。

第3に，かつて現行法を紹介するさいにも述べたように，本命令による規制対象は，施設養育にも及んでいるので，わが国での「里子」規制よりも，対象が広いといえそうである。

2 重要な用語の意味

(1) 草案の規定

本命令で用いられている用語のうち，若干の中心となる語につき，その語の意味を定義づける規定をおいている。

第2条 (定義)

本命令では，以下の意味で用いる：

a. 世話〔とは〕：子の，養育，教育，観察または世話〔をいう〕，交換プログラム，住み込み育児補助および学校教育を補充するプログラム形式においても〔同じ〕；

b. 1日父母〔とは〕：15歳以下の他人の子を最大4日、週20時間の以上、定期的に、および日中ずっと子を養育する権限のある人〔をいう〕；

c. 1日施設〔とは〕：定期的に週に少なくとも20時間、日中ずっと、4人以上の未成年の子を養育する権限のある施設〔をいう〕；

d. 養育親〔とは〕：定期的に週に少なくとも2日と夜〔にわたり〕、3人までの未成年の子を養育する権限のある人〔をいう〕；

e. 全日（フルタイム）施設〔とは〕：定期的に週に少なくとも2日と夜〔にわたり〕、3人以上の未成年の子を養育する権限のある施設〔をいう〕；

f. 養育施設〔とは〕：養育親を任命し、かつ監督し、さらにこの者下での養育を開始させる権限を有する機関〔をいう〕。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、現行の規則では、用語の定義付けを行うという統一的な規定はみられない。それに代えて、たとえば、1日養育につき、「12歳未満の子を、報酬を得て、規則的に1日中、自己の世帯で世話しようとする者は、…」(現行12条1項参照)と定めるにすぎない(施設養育についての同様の規定は、現行13条参照)。

第2に、現行規則には、養育親や養育施設についての定義規定は存在しない。もっとも、「養育親」という表現は、規則のいたるところで用いられている。また、養育施設については、詳細な規定が存在する(現行13条-20条参照)。

(b) 草案解説

世話・養育の語は、本命令の中心的概念である。用語の説明ないし定義付けを行うのは、それら区別により、許可や監督の規制が異なってくるからである。本稿では、若干の補足をするにとどめておく(現行規則のもとでの1日父母については、拙著・前掲『概説スイス親子法』243頁を、草

案の解説については、Erläuternder Bericht S.27ff.参照)。

第1に、世話(Betreuung)とは、包括的に理解すべきである。それゆえ、広く解釈すべきである。ゲスト・ファミリーに子が世話される住み込みの育児補助や、1年以上にわたりゲストファミリーのもとで暮らす交換学生も、本令でいう世話に含まれる。学校教育を補充する形式のプログラムも含まれる。

第2に、1日父母というのは、最大4人まで、15歳未満の未成年の子を、少なくとも週20時間世話をする「人」をいう。

このような要件は、子どもごとに要求される。15歳未満の子についてののみ許可義務がある。解説によれば、子の年齢が高くなればなるほどに、いわゆる保護指向が薄くなるからである(vgl.Erläuternder Bericht S.28)。

第3に、1日施設は、前述した1日父母との違いは、4人以上の子を世話する権限のある「施設」をいう。たとえば、託児所(とくに昼間両親が不在となる家庭の就学児童用のそれ)、全日制保育所、登校前後時間の世話をいう(vgl.Erläuternder Bericht S.28)。これらは例示であって、今後も違った形態の世話施設が登場することが強調されている。内容面での詳細は、解説に譲る(vgl.Erläuternder Bericht S.28)。

第4に、全日世話には2種ある。養育親と全日施設がそれである。養育親や全日施設は、1日父母のような昼間だけでなく、夜にまたがる世話が予定されている。

養育親の場合は、週に少なくとも2日、3日までの未成年子を世話する場合をいう。この場合にも、要件は子どもごとが基準となる。そのような世話の形態をとる場合には、許可義務があるということである。現行の規則と異なり、子どもの年齢は要件とはなっていない。また、人数要件の3人というのは、3人同時に世話することも可能だとされる。

他方、全日施設は、比較的長期にわたり生活することが予定される孤児院、養護施設、青少年施設など、比較的多数の子の世話をする施設が想定されている。

第5に、各施設の境界につき、たとえば、1

日父母の場合の人数については15条で、養育親の場合は22条で規定される。その余の詳細については、解説の説明に譲る（vgl.Erläuternder Bericht S.29）。

3 許可・監督を行う官庁

(1) 草案の規定

養育の開始を許可する官庁、および監督を行う官庁につき、下記の規定により特定されている。

第3条（許可および監督を行うカントンの官庁）

①カントンは、許可の付与につき、および下記の監督について、管轄権を有する官庁（カントンの官庁）を定める：

a. 1日父母および養育父母〔についての監督は〕、カントンの住所地の〔それが〕；

b. 施設および養育機関〔についての監督は〕、カントンの所在地〔のそれが管轄する〕。

②個々の場合の子の養育の監督は、養育開始の決定に関与した人と官庁が担当する。

③カントンの官庁は、専門の官庁である。

④カントンは、1日父母、1日施設の管轄を、他の官庁に委ねることができる。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、現行規則では、1日養育、施設養育といった養育形態の違いにより、それぞれ規定が設けられている。たとえば、家庭養育についての許可は、現行4条－5条で、また施設養育についての許可に係わる規定は、現行13条－16条で、規定される。

第2に、許可についての管轄官庁、および養育監督について、規則を比べると、施設養育にあっては、管轄官庁の許可（現行1条参照）、管轄官庁による監督（現行19条）という規定はあるが、草案のような具体的な定めではない。

(b) 草案解説

第1に、立法者の説明によれば（Erläuternder

Bericht S.30）、養子縁組の場合と同様に、他人養育の領域での専門知識と経験ある人による養育制度の運用を集中させることに狙いがあるようである。管轄の問題であるので、詳細については、解説（Erläuternder Bericht S.30f.）に譲る。

第2に、許可制と監督につき、現行規則をもとに少し補足しておこう（詳細は、拙著・前掲『概説スイス親子法』243頁以下を参照）。許可制と官庁による監督という制度は、本連邦令制定前のカントン法のもとでも、きわめて浸透した制度であった。カントン法に比べて異なる点も少なくないようであるが、それには立ち入らない（カントン法との異同については、拙著・前掲『概説スイス親子法』243頁を参照）。

4 カントンの措置

(1) 草案の規定

本条では、養育に関して、各カントンが執りうる、またはとるべき措置について規定する。スイスは連邦国家であるが、わが国などと異なり、カントンの権限がきわめて強い。その現れが、3項に表されているように、補充的なカントンの立法権に示されている。

第4条（カントンの措置）

①カントンは、養育を行っている人の教育をカントンが促進することによって、高い質の養育を保証する措置を執る。

②カントンは、1日父母、養育親、施設、養育機関に助言する専門の機関を明示する。カントンは、とくに養育親が危機の状況に陥ったさいにも、速やかな支援ができるように保証しなければならない。

③カントンは、養育を受けている子が、養育される家庭で生活する人を加害することにより損害を負わせる場合に備えて、団体損害補償保険を締結しなければならない。

④カントンは、父母の家庭の外で成長する子を保護するために、本命令のほかにも、規則を制定することができる。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、現行規則では、草案のような、積極的なカントンの使命に係わる規定はみられない。

第2に、現行規則の定めは、「カントンは、……本命令のほかに、〔他の〕規定を定めることができる」(現行3条参照)というのみである。草案では、それに相当する規則はみられない。

(b) 草案解説

第1に、解説(Erlaeuternder Bericht S.30)によれば、現行規則(3条2項)のもとでは、カントンは養育子制度を促進するという権限を与えられているに過ぎないが、草案では、カントンがとるべき義務、とくに高い質の養育を保証する「義務」を課していることが、特色の一つと評価される。規定には明記されていないが、養育制度の質を高めるために、この制度に携わる人の教育や相談にのることも、本条の義務の一つと明言されている。

第2に、とくに養育親などに助言することを使命とする専門施設の設立も、カントンの手を通じて実現すべきことを明記する(2項参照)。

第3に、損害保証保険への加入を義務づけている。立法者の意見によれば、24時間、子どもの事故に対応できる保険への加入を求めている(Erlaeuternder Bericht S.30f.)。これまでのカントンにおける実務経験から学んだことを、今回の改正のうちに導入を提言する趣旨のようである。

第4に、本令のほかに、カントンの規則制定権を保証する規定を置く(4項参照)。現行(3条1項)と同趣旨である。

5 養育の許可と許可義務

(1) 草案の規定

養育開始にさいする許可義務など、養育子令の中心に係わる規定が用意される。

第2章 許可

第5条(原則)

①子の福祉を最大限に尊重しなければならな

い。

②子の養育開始または養育〔開始の〕の許可は、子につき、下記のことが保証された場合にのみ付与される：

a. 身体的、精神的、社会的、感情面での子の発達が促進される〔という保証〕；

b. 家庭の、文化的なまたは宗教的な背景が損なわれることがない〔という保証〕；

第6条(許可を得るべき義務)

③子が、以下の養育に委ねられるには、許可が必要である：

a. 1日父母、養育父母または施設での養育〔に委ねられるには〕；

b. 養育親が養育機関として養育が開始されるには。

④急迫の危険な状況にある子を養育することを欲する者は、期間や養育が適法である場合でも、〔養育開始の〕許可をえなければならない。

(2) コメント

本条はいわゆる許可制を定めている。ちなみに、許可義務の対象とならない許可の免除については、後述8条に規定がみられる。

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、現行規則では、「家庭養育」につき許可の一般的な要件(現行5条)、施設養育にさいする許可の要件(現行15条)を明記する。現行規則のもとでの「家庭養育」については、比較的詳しく紹介しているので、別書を参照されたい(拙著・前掲『概説スイス親子法』247頁－258頁を参照)。

第2に、草案では、子の福祉の尊重という一般条項のほかに、若干の具体的な基準が明示される。

第3に、現行規則では、「許可制」という表現が草案の内容に近い。許可制を定める規定を明記すれば、家庭養育につき4条(とくに見出しを参照)、一日養育につき12条(ただし届出制)、施設養育について13条(見出しと1項)がそれぞれある。

第4に、草案では、養育父母、1日父母、施設養育のいずれの場合にも、許可が必要であることを明記している。強いて違いをいえば、「1日父母」についても、許可制を明記したことが、規定面での違いである。

(b) 草案解説

第1に、許可を認める一番の要素は、子の福祉である。解説の補足説明によれば、管轄官庁が、許可を付与するかどうかの判断するさい、および監督官庁が許可を取り消すかどうかを判断するさいに、子の福祉を基準とするという趣旨である (vgl.Erläuternder Bericht S.31)。詳細については、解説の説明に譲る。

第2に、養育開始の許可にさいしては、つぎの2つの基準が明示される。その一つは、子につき所掲の発達が促進されること、他の一つは、養育家庭につき、家庭の文化ないし宗教的背景が損なわれないこと、である。解説では、その内容について、殆ど説明がみられない。

第3に、草案の解説によれば、たとえば子が休暇や週末に、名付け親やその他の人のもとで過ごすような場合でも、許可義務ある世話・養育にあたる (vgl.Erläuternder Bericht S.32)。

他方、緊急養育の場合にも(2項)、適法性や世話の期間は問題とされない。許可が必要という立場を明解にしている (vgl.Erläuternder Bericht S.32)。

第4に、本条は、いわゆる許可制を採用しているのであるが、許可が免除、いいかえれば、許可を要しない場合もある(後述8条2項参照)。

6 許可申請者など

以下では、許可を申請すべき者、許可を要しない許可義務の免除、養育の禁止などの項目が規定される。

(1) 許可の申請者

(1) 草案の規定

7条以下では、許可申請すべき者、許可義務の免除、養育の禁止などが定められる。

第7条(申請者)

下記の者は、許可を申請することができる。

a. 1日父母、養育親[の場合]：行為能力を有する自然人は、その民事身分や、その者が単独で生活するのか、または他の者と共同生活をしているかは問わない；

b. 施設の場合；私法上または公法上の法人、および行為能力を有する自然人または人的会社；

c. 養育機関の場合；私法上または公法上の法人、および行為能力を有する自然人または人的会社。

第8条(許可義務の免除)

①下記の場合には、許可を必要としない：

a. 親族または姻族による子の1日養育；

b. 孫の養育；

c. 監護権を有する父母の一方と同じ世帯で生活するパートナー婚配偶者による子の養育；

d. スイス国内での、任意のまたは監督付きでの、1日父母または養育親による養育地の仲介。

②カントンは、1日父母、養育親、養育のための施設の適性、および監督が、その他の方法で保証されるときは、前項のほかに、許可義務の例外を定めることができる。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、草案7条では、養育のタイプ別に、申請権利者ないし申請義務者が明記される。これに対して現行の規則では、そのような養育の開始を望む者が申請義務者であるという前提に立つが、義務者ないし権利者という規定の仕方ではない(家庭養育につき、5条・8条、1日養育につき12条、施設養育につき13条)。

第2に、現行の施設養育のついて許可が免除される場面については、草案8条において、詳細な規定がみられる(現行13条参照)。他の法律等により監督を受ける施設について、許可義務を免除しているものと思われる。

草案の場合も、許可を免除するのは、同じよ

うな理由からと思われるが、規定のみでは、その違いがわからない。

(b) 草案解説

第1に、許可の申請者については、養育のタイプ別に申請者が明記される。これまた、別段の説明を要しないであろう。強いて補足すれば、たとえば申請者に配偶者が存在する場合でも、申請は単独で行うことができる。

第2に、許可義務の免除については、具体的に免除場面が明記される。これについても、特段の説明を要しないであろう。パートナー婚の場合も、法律上の夫婦における親族による養育につき、許可を免除するものである。

第3に、カントン法による、さらなる免除が認められる。もっとも、その意図と監督が保証されること、たとえばカントンの学校法に基づき、特別な施設において、許可義務と監督とが保証されるような場合が想定されている (vgl. Erläuternder Bericht S.33)。

(1) 草案の規定

第9条 (養育の禁止)

許可を得る義務がない場合において、カントンの官庁が、養育をする人が教育面、性格面、健康面で、その任務を果たせない、または養育の状況が明らかに不十分であることを知ったときは、子の養育〔の開始〕は、禁止される。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、たとえば、施設養育において、「未成年子の養育は、許可が付与されたのちでなければ、これを開始することができない」(13条3項)と明記される。

家庭養育においては、同様の規定はみられないが、許可がないかぎり、養育の開始が許されないことは、「許可制」を採用することからも、当然の前提であろう。

第2に、現行18条では、許可の存続要件ともいうべき規定がみられる。すなわち、許可の当

時と事情が変わったときには、事業の中止を含めて、官庁への報告義務が明記される。なお、現行の「家庭養育」9条・12条では事情変更に係わる規定がみられるが、事業の中止についての規定はみられない。

(b) 草案解説

第1に、本条に基づく養育の禁止は、許可を得た養育だけでなく、許可を得ていない養育、たとえば親族による養育についても、所与の状況が生ずれば、養育が禁止されるのである (vgl. Erläuternder Bericht S.34)。

同様の養育禁止は、現行1条2項でも明示されており、草案の規定は、これを踏襲するものである。

7 申請の審査と許可決定

以下では、許可申請の審査主体、許可後の通知などが規定される。

(1) 草案の規定

10条で申請の審査、11条では許可決定を定める。

第10条 (申請の審査)

①カントンの官庁は、申請を審査する。

②カントンの官庁は、特別の専門知識を有する施設および人の意見を徴することができる。

③カントン〔の管轄〕は、養育機関により指名された養育親(第44条1項a)からの、簡易手続での許可の付与を求める申立てを審査することができる。

第11条 (許可の決定)

①カントンの官庁は、許可について決定する。カントンは、その決定の説明をする。

②カントンの官庁は、許可を付与する者に、結果を通知し、同時に権利義務についても知らせる。

③許可は、暫定期間を付し、かつ負担や条件を付すこともできる。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、許可決定について、現行規則は存在しない。

第2に、家庭養育では、許可の要件につき5条、8条、施設養育では、許可の要件につき15条、16条を、それぞれ参照されたい

(b) 草案解説

第1に、審査にさいして、審査の対象は、申請者の置かれる状況を仔細に解明することにある。子の必要とむすびついた世話につき、つぎのこと、すなわち、それぞれの養育形態において、対象とする子に適するかどうかを吟味することが、管轄官庁にとって、ここでの任務の内容である (vgl. Erläuternder Bericht S.34)。ここで、「子の必要」というのは、特別または稀なそれを用いるのではなく、通常の場合のそれを意味する。

具体的には、子にとって困難な状況が生じる可能性や、心理面への影響、いわゆるADHSシンドローム（注意散漫）などの診断で足りる、とされる。

第2に、上記の審査にさいして、専門家の意見を徴することが求められている。内容は、当然のことであることもあって、解説でも、特段の説明はなされていない。

第3に、簡易手続については、すべて解説の説明に譲ることにする (vgl. Erläuternder Bericht S.35)。

第4に、許可が認められなかったさいには、とくに1項の決定結果についての説明が意味をもつ。これに対して、申請が許可されれば、養育開始後の権利義務についての知識を必要とする。なお、決定内容につき、例外なく申請者に結果が知られることは、3条1項が予定しているところである。

権利義務の点では、管轄官庁への報告義務が重要視されているようである (18条、21条、25条、29条、3条などを参照)。

第5に、試行的な許可も認められている (3項参照)。期間面での制約が中心である。たとえ

ば、1日養親または養育親にあつては、6か月以上にわたる試行期間は予定されていない (vgl. Erläuternder Bericht S.35がこれを明言する)。

8 許可の取消・変更など

事情の変更や重大な瑕疵が発見された場合には、いったん出された許可が取り消される場合がある。以下では、許可の取消・撤回などが規定される。

(1) 草案の規定

第12条（許可の変更）

①事情が変更したときは、カントンの官庁は、許可の要件が、なお充足されているか否かを審査する。

②必要な場合には、カントンの官庁は、許可を適合させる。

第13条（許可の取消）

①許可の要件がもはや満たされていない、かつ瑕疵が速やかに解消されないか、または瑕疵の除去の措置が充分でないと思えるときは、カントンの〔管轄〕官庁は、許可を取り消すことができる。

②カントンの官庁が、養育機関の許可を取り消したときは、カントンの官庁は、子の機関が指名した養育親が、他の養育機関に代わりうるかを、審査する。

③養育開始〔を認めない〕決定を下したカントンの官庁は、取消が効力を生じる前に、子が他の場所で養育開始することを勧める。必要な場合には、カントンの官庁は、養育開始にさいして、子を救助する。

④遅滞すれば危険がある場合には、カントンの官庁は、子を一時的に他の場所に移し、即時に施設の閉鎖を命じる。

第14条（許可の撤回）

①事後に、許可の要件が満たされていなかったことが明らかとなったときは、カントンの〔管轄〕官庁は、許可を撤回する。

②1日父母が、特別な必要のため、子の養育を欲するときは、1日父母に任せられる子の数の確定のさい、このことを考慮しなければならない。

③他人の子を養育することを欲する者は、1日施設についての規定に服する。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、事情の変更については、施設養育について現行18条で規定される。草案は、対象を施設養育に限定していない。

第2に、許可の取消については、施設養育について現行20条に規定される。事情の変更の場合と同様に、草案は、取消の対象を施設養育に限定していない。

第3に、許可の撤回については、現行の施設養育にすら規定がみられない。草案の規定が新設規定といえる。

(b) 草案解説

第1に、いったん開始された養育につき、その後の事情の変更がありうる。そのさいには、官庁への報告義務が課せられている。

たとえば、1日養育や養育親にあっては37条で、施設養育にあっては42条で、養育機関にあっては52条で、官庁については71条で、それぞれ規定が用意されている。これにより事情の変更を知った管轄官庁は、許可要件が充そくされているかを審査・確認するという構造がとられているのである。

第2に、許可の取消については、許可が取り消されることがあること、養育機関の取消にさいしては、他の機関が養育親を審査し、そこで子が養育される可能性を探ること、急を要する場合には、施設の閉鎖を明示しうること、などを定める。ちなみに現行20条は施設養育について、規定を置いているが、他は取消についての直接の規定は存在しない。

ちなみに、ここで、取消原因については、瑕疵の重大性が問題の対象であって、養育機関などの有責性が問われるわけではない (vgl.

Erläuternder Bericht S.36)。その旨を、草案の起草者は強調している。瑕疵の具体的内容は、5条にいう子の福祉が基準となるようである。

第3に、許可の撤回については、草案の解説では、「この規定については、〔条文に〕追加すべき説明を要しない」というのみで、まったく説明がない。

9 1日養育

以下では、養育の対象別に、1日養育、施設養育など、各養育形態についての規定が用意される。

(1) 草案の規定

第2節 1日養育

第1款 1日父母

第15条 (子の総数 [制限])

①1日父母は、最大4人まで他人の子を養育することができる。1日父母は、自身の子を含めて、同時に、5人以上の未成年の子の養育をすることはできない。

②1日父母が、特別な必要のため、子の養育を欲するときは、養育親に任せられる子の総数の確定のさい、〔前項のこと〕を考慮しなければならない。

③4人以上の子を養育したいことを欲する者は、全日施設についての規則に服する。

第16条 (許可の要件)

①1日父母が、以下の状況にあるときは、許可が付与される：

a. [1日父母が] 養育を受ける子の福祉を保証するとき；

b. 他人の子を養育することにより、家庭内で生活する他の子の福祉が損なわれることがない [ということ] ；

c. 損害補償保険〔契約〕を締結していること；

d. カントン法が要求する要件を満たしていること。

②特別な必要を要する子の養育のために、1

日父母は、前項に加えて、相当な専門知識を有するか、または相応の期間内にそれを取得しなければならない。

第17条（申請）

申請には、少なくとも、つぎの表示と証明書類を必要とする：

- a. 申請する人、その者の教育歴、職業上の活動歴；
- b. 家庭内で生活する未成年子の総数、年齢、および特別な必要〔の存在〕；
- c. 養育を受ける子の総数、年齢、および特別な必要〔の存在〕；
- d. 申請者の刑罰登録抄本、および家庭内で生活するすべての成年子。

第18条（許可）

許可〔文書〕には、とくに下記の表示を明記する：

- a. 1日父母が養育できる子の数；
- b. 特別な必要があるとする子を、1日父母にどの範囲まで養育できるか；
- c. 要求される専門知識〔の内容〕；
- d. 1日父母の権利義務（第34条－37条）。

（2）コメント

（a）現行法との規定面での違い

第1に、現行規則での「1日養育」のもとでは、12歳未満の子のみを対象としており、人数についての制約は定められていない。草案によれば、年齢が未成年者まで拡大されるとともに、人数の制限が明記されているので、規制が強化されていると評価できるであろう。

他方で、養育状況の欠陥を除去するための措置が奏功しなかった場合などにおいては、それ以上の子を養育することが禁止される旨の規定が存在する（現行12条3項）。このような規制は、許可の取消とも異なる。なぜなら、新たに「他の子を養育することが禁止」されるにとどまり、従前から養育する子については、直接的には言及していないからである。

第2に、人数が4人を超える場合には、より

制約が厳しい「施設養育」の規制を受けることになる。

第3に、許可の要件につき、現行の規則では、許可の一般的要件については第5条が、また監督については第10条が、それぞれ適用されることになる（現行5条・10条参照）。現行規則と比べて、構造が異なるので、比較が難しいという状況にある。

第4に、1日養育の許可申請につき、現行規則では、規定そのものが見当たらない。その意味で、上記草案の規定は、新設規定といえる。

第5に、「1日養育」につき、現行規則では、前記の申請の場合と同様に、許可についても、規定そのものが見当たらない。その意味で、上記草案の規定は、新設規定といえる。

（b）草案解説

第1に、人数制限は、施設養育との限界づけの意味をもつようである。前述のように、現行規則のもとでは人数制限がない。草案の解説によれば、このことにつき、カントンおよび利害関係機関とうから、批判があり、草案15条は、その批判を受け入れた規定となっている（批判の内容は解説でも明らかではない、vgl.Erläuternder Bericht S.37）。

第2に、人数制限は絶対のものではない。その旨を明記したのが2項の規定である。子の福祉の観点から、4人を超える1日養育が許可されることはあるが、許可要件や監督が厳しくなるとの趣旨であろう。

第3に、許可の要件に関する16条の規定は、最低要件を定めるにすぎず、カントンは、4条4項の規定に基づいて、追加要請を定めることが許される（その旨が明言される、vgl.Erläuternder Bericht S.37）。

立法者の説明では、たとえば障害のある子を引き受ける場合、より多くの費用がかかる。そのような場合には、費用負担に見合う経済的な基礎が存在することが、許可要件の一つとして重要である、といわれる（vgl.Erläuternder Bericht S.37）。

第4に、16条2項の要求する専門知識の存在

は、すでに申請の段階で必要とされるわけではない (vgl.Erlaeuternder Bericht S.37)。

第5に、申請のさいに必要とされる書類などは、17条で具体的に明示されるので、草案の解説でも、17条で要求される書類は最低限のそれを示しているに過ぎず、カントンが、独自の判断で、追加の書類を要求することができることは、当然の前提とされる。

第5に、申請の許可には、許可の基準が規定されるのではなく、許可される文書に書かれる旨が明記されているに過ぎない。それゆえ、比較法面での意義が乏しいと思われるので、内容はすべて解説の記述に譲る (vgl.Erlaeuternder Bericht S.38)。

10 1日施設養育

前記の1日養育に比べると、規模が少し大きくなる施設養育についての規定が用意される。1日養育と比べると、規制が強くなっている面が多くみられる。

(1) 草案の規定

第2款 1日施設

第19条 (許可の要件)

①施設が以下の状況にあるときは、許可が付与される：

- a. 養育を受ける子の福祉が保証されるとき；
- b. 必要な専門的教育と、相当な教育的能力を証明することができる養育をする人が、十分な数だけ存在すること；少なくとも、現存する養育をする人の四分の一が；
- c. とくに、養育を行う人、居住空間、求職、開かれている時間、および解除 [を申し出る] 期間、料金表 [などを] 含んだ企画 [案] を提出されているとき；
- d. 経済的な基盤が保証されるとき；
- e. カントン法が要求する要件を満たしているとき。

②さらに、[養育すべき] 特別な必要のある子の養育につき施設が、養育につき責任を負う

者の、相当な特別の資質を証明しなければならない。

第20条 (申請)

申請 [書] には、少なくとも、以下の表示と証明書類を含んでいる必要がある：

- a. 施設で養育する子の数；
- b. 特別な養育の必要とする子を、養育できる範囲；
- c. 指導者の一身上の事柄および職業上の資格；
- d. 職場計画、とくに協働者の総数と職業上の資格、および施設内の機能；
- e. 指導者および協働者の刑罰登録抄本；
- f. 第19条1項c に基づく企画。

第21条 (許可)

許可 [にさいして] は、一身上の事柄のほかに、とくに次のことを表示する：

- a. 施設において養育できる子の数；
- b. 特別な養育を必要とする子を、どの範囲まで養育できるか；
- c. 養育を受ける子ごとに、または養育を受けるグループごとに、養育する人の数；
- d. 必要とされる専門知識；
- e. 申請にさいして提示される企画と計画；
- f. 施設の権利義務 (第34条、第39条－第43条)。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に、草案のもとでは、「1日施設」養育 (本条) と、「継続施設」養育 (後述39条) とが予定されるが、現行規則のもとでは、「施設養育」 (現13条以下) しか存在しない。前者の「1日施設」養育が新設といえる。したがって、施設養育の比較は、後述39条のコメントのおりに示すことにしたい。

第2に、「1日施設」養育につき、現行では規則がみられない。上記の草案20条・21条の規定は、いずれも新設といえよう。

(b) 草案解説

第1に、施設養育においては、19条1項のa号からe号をみれば明らかなように、他の養育の場合よりも、より高い要件が要求されている。たとえば、スタッフの数や施設の広さ、さらには経済的基盤の充足という要請は、他の養育パターンではみられない。

第2に、施設の指導者や協力者（スタッフ）については、専門的な資格まで要求していることや、ときには（2項参照）、特別な資質を備えるスタッフの存在を要求する点は、とくに後述するフルタイム養育の場合との大きな違いである（詳細については、vgl.Erläuternder Bericht S.38f.）。

第3に、申請に係わる解説は、すべて前記17条での説明を参照するように指示されている（vgl.Erläuternder Bericht S.39 での20条についての説明を参照）。

第4に、申請の許可についても、前記18条での説明したことが、ここでも適用される旨が明言されている。ここでも、基礎事情に変更が生じたときは、許可した官庁への報告義務が課せられている（40条参照）。

11 フルタイム養育

以下で扱われるのは、養育・世話の期間が、相対的に長期にわたることの多いフルタイム養育について規定する。

(1) 草案の規定

第3節 フルタイムの養育

第1款 養育親

第22条（子の数）

①養育親は、3人まで他人の子を養育することができる。養育親は、自分の子を含めて、同時に4人以上の未成年の子を養育することはできない。

②養育親が、特別な必要のため、子の養育を欲するときは、養育親に任せられる子の総数の確定のさい、このことを考慮しなければならない。

③3人以上の子を養育することを欲する者は、

フルタイム施設についての規定に服する。

第23条（許可の要件）

①養育親が、つぎの状況にあるときは、許可を付与される：

a. [養育親が] 養育を受ける子の福祉を保証するとき；

b. 他人の子を養育することにより、家庭内で生活する他の子の福祉が損なわれることがない[ということ]；

c. [養育親が] 子の良き養育という要請に十分な住居環境で生活していること；

d. 損害補償保険[契約]を締結していること；

e. [養育親に] 経済的な基盤が存在すること。

f. カントン法が要求する要件を満たしていること。

②特別な必要を要する子の養育のために、養育親は、前項に加えて、相当な専門知識を有するか、または相応の期間内にそれを取得しなければならない。

第24条（申請）

申請には、少なくとも、つぎの表示と証明書類を必要とする：

a. 申請する人、その者の教育歴、職業上の活動歴；

b. 家庭内で生活する未成年子の総数、年齢、および特別な必要[の存在]；

c. 養育を受ける子の総数、年齢、および特別な必要[の存在]；

d. 居住関係についての記述；

e. 経済的状況についての記述；

f. 申請者の刑罰記録抄本、および家庭内で生活するすべての成年子。

第25条（許可）

人員のほかに、少なくとも、以下の表示および証明書類を必要とする：

a. 養育親が養育することができる子の総数；

b. 特別な必要のある子を、養育親にどの範囲

まで養育できるか；

c. 要求される専門知識〔の内容〕；

d. 差し迫った危機的状況にある〔子の〕養育開始につき，〔申請している〕養育親が，適するかを；

e. 養育親の権利義務（第34条－38条）。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

第1に，草案22条に相当する規則は，現行規定には存在しない。

第2に，草案23条に相当する規定はみられない。

第3に，草案24条に相当する規定は，現行法にはみられない。

第4に，草案25条に相応する規定はみられない。

(b) 草案解説

第1に，草案22条は，条文の見出しにも書かれているように，例外はあるものの，養育する子の数を制限していることに重点がある。

規定構造も表現も，1日養育（15条以下）の場合と，きわめて近似している。しかし，人数の点では，1日養育の場合よりも，制約が強い。違いの根拠につき，解説によれば，「養育親と子どもとの間の養育関係が，1日養育の場合よりも，より強いという事情に基づく」（vgl. Erläuternder Bericht S.39）。

つまり，1日養育では，1日のみ養親家庭で養育されるにすぎない。夜や週末には実親のもとで暮らしている。これに対して，フルタイム養育にあっては，1週間，数か月，ときには数年にもわたって，養育親のもとで生活するのを通例とする。その意味で，1日養育の場合よりも，養育子が養育親の家族生活に完全に組み込まれる度合いが異なっている。

第2に，子の数につき，その余の関係は，解説では必ずしも明言されていないが，前述した15条以下での解説の説明が妥当するであろう。

第3に，許可要件に関する23条の表現は，1日養育を扱う16条と殆ど同じと言えるほどであ

る。表現上の違いは，23条では，養育親の経済的な基礎を要求している点のみである。このような違いを要求する理由についての直接の表現は，解説では触れられていない。間接的に，フルタイム養育では，子の福祉という要請が，より強いから，ということとどまる（vgl. Erläuternder Bericht S.40）。

補足すれば，2項の表現は，23条と16条とでまったく同じ表現を用いられているが，前者の場合の方が，より強い要請が働くものとされる。

第4に，草案24条－25条については，「草案17条－18条の解説を参照せよ」と表現されるにとどまる。わずかに24条では居住関係に係わる記述と，経済的状況の記述が要求される点が異なる。推測すると，後者は「第1」に述べた理由により，後者は人数の違いから生ずる違いかと思われる。

12 フルタイム養育の施設

以下では，養育子の数においても，施設の規模においても，最も規模が大きくなることが想定されるフルタイム養育の施設養育が規定される。

(1) 草案の規定

施設養育にさいする許可の要件が規定される。他の場合に比べて，許可の要件が相対的に厳しいことがわかる。

第2款 フルタイム施設

第26条（許可の要件）

施設が以下の状況にあるときは，許可が付与される；

a. 〔施設が〕養育を受ける子の福祉を保証していること；

b. 施設の基本方針，目的，方法を確定する教育法についてのコンセプトが存在し，さらに施設で養育しようとする，子どもの年齢別かつ子どもの特別な必要に対応できる〔スタッフの〕人数についての表示があること；

c. 子の世話をを行うに足りる，スタッフの人数

が充分あること；

d. 子の良き養育の要請に足りる〔居住〕空間を備えてること；

e. 子を養育するために充分な数の協働者が存在すること；

f. 安全および衛生に係わる要請の維持が保証されていること。

g. 経営企画，とくに開いている時間，休暇，解除期間〔などの〕経営企画を提示すること；

h. 相当な保険による保護，とくに労働法上の規定される保険（AHV/ALV/IV，年金金庫，操業事故や非操業時の事故，疾病手当，使用者責任保険）により保証されていること；

i. 経済的基盤を有すること；

j. カントン法が要求する要件を満たしていること。

第27条（承認される教育）

①養育任務を担当する，施設の指導者およびスタッフは，下記の能力を有することを要する：

a. 下記につき，教育を終えていること：

1. 社会教育，特別教育，または社会的労働，または

2. 養育施設における〔前述の〕任務を果たすのに適する心理学または教育学に近接した専門領域〔の教育を〕；および

b. 子の世話と教育につき，充分を実務上の経験を有すること。a号2による教育経験を有する人は，施設において子の世話人としての，少なくとも6か月以上の職歴を有する旨を証明することを要する。

②前項に加えて，指導者は，指導者として，相応の資格を有することを要する。

③さらに施設〔の場合〕は，特別な必要を要する子どもの世話のために，そのために予定される人につき，相応の職業上の資格を証明しなければならない。

④必要とされる専門的な資格を有しない者は，資格を有する者の指導のもとでのみ，子を世話することができる。現存する世話をする人の少なくとも半数は，教育を終えた者であるこ

とを要する。

第28条（申請）

許可は，少なくとも，以下の表示と証拠書類を必要とする：

a. 施設の目的，法的な形式および経済的な基盤；

b. 養育を受ける子の総数，年齢，特別な必要；

c. 教育上のコンセプト，特別な養育の提供，授業プログラム，自由時間プログラム，治療の提供内容；

d. 施設が提供する意思があれば，差し迫った危機の状況にある子の養育のための企画（コンセプト）；

e. 管轄官庁が協働を除外していない範囲で，父母との協働のための企画；

f. 指導者の一身上の事柄，および職業上の資格；

g. 職場計画，とくに協働者の総数と職業上の資格，および施設内の機能；

h. 指導者および協働者の刑罰登録抄本；

i. 子が生活する〔居住〕空間の〔利用〕規則および備品；

j. 経営企画，料金表，保険加入証明書；

k. 衛生や安全についての企画（コンセプト）；

l. 法人の施設である場合には：機関の定款と名称。

第29条（許可）

a. 施設において養育できる子の数；

b. 特別な養育を必要とする子を，養育できる範囲；

c. 養育を受ける子ごとに，または養育を受けるグループごとに，養育する人の数；

d. 差し迫った危機的状況に瀕している子のためにとる施設の対応；

e. 必要とされる専門知識；

f. 申請にさいして提示される企画と計画；

g. 施設の権利義務（第34条，第39条―第43条）。

(2) コメント

(a) 現行法との規定面での違い

草案26条－29条は、明確な意味では、現行規則では相応する規定がみられない。現行の施設養育に置き換えて考えれば、現行13条・14条以下の規定が対応することになる。

(b) 草案解説

第1に、草案26条の内容は、同19条（1日養育の場合に備えるべき施設）において似た規定が多い。それはともかく、3人以上の子を養育する場合（22条3項）にも、フルタイム施設についての規定が適用される。

1日施設養育に関する19条との最も大きな違いは、草案解説によれば、専門知識を有するスタッフが要求される点である（vgl.Erläuternder Bericht S.40）。とくに、b号の規定にその趣旨が表現されているということかと思われる。

第2に、草案27条は、フルタイム施設に固有の要請といえる。草案解説では、1日養育に比べて、より質の高い要請が必要とされる旨が強調される（vgl.Erläuternder Bericht S.40）。

なお、3項・4項の内容は、前述した19条2項・3項の説明と同じである（Erläuternder Bericht S.41 がその旨を明言する）。

第3に、草案28条の内容は、同20条の内容とかなり近い。規定上、まったく同じといえる表現が、5つの号にわたっている。表現を変えれば、28条の規定は、20条の規定にフルタイム養育を行う施設として備えるべき要請をつけ加えたと言えるであろう。

規定の異なるのは、28条では、c－eおよび28条i－lの7つ号の規定が追加されている。

異なる点である、教育方法についてのコンセプト、危険が生じたさいの子どもの世話のあり方、居住空間の設備、料金や保険、衛生・安全への配慮、などの項目は、施設が大きくなればなるほど、強く要請される項目であろう（詳細については、vgl.Erläuternder Bericht S.41）。

第3に、草案29条の内容は、同21条と比べると、29条では、21条の規定はすべて繰り返されていて、29条d と f とが追加されているに過ぎない。

異なる点である危機に遭遇したさいの対応、施設のコンセプトなどの項目は、どのような施設についても必要とされる項目であろう。簡潔には、解説（Erläuternder Bericht S.41）の説明に譲る。

（次号につづく）